

令和4年度第6回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和5年2月16日(木)

○会長 定刻になりましたので、多摩市廃棄物等減量推進審議会を開催させていただきます。

本日の出席者数は14名です。全委員15名のところ、過半数の出席がありますので、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条6項の審議会開催要件を満たしていることを報告させていただきます。なお、D委員が欠席ということで御連絡いただいております。

それでは、お手元の次第に沿いまして、議事を進めたいと思います。

まず、本日使用する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長 事務局のごみ対策課長です。よろしくお願いいたします。

初めに、本日使用する資料の確認をいたします。資料がない方は挙手いただければ、事務局職員がお渡しに伺います。

まず、事前配付資料として、郵送いたしました資料を確認いたします。令和4年度第6回多摩市廃棄物減量等推進審議会次第、A4片面1枚。資料1「多摩市一般廃棄物処理基本計画の改定について」A4片面1枚。資料2「主な新規取組項目」A4片面印刷1枚。資料2-1「4月からリチウムイオン電池などの充電式電池を「有害性ごみ」として収集します」A4片面1枚。資料3「今後5ヶ年の排出抑制計画について」A4片面1枚。資料4「多摩市災害廃棄物処理計画の改定について」A4片面1枚。資料4-1「多摩市災害廃棄物処理計画(概要版)」A3両面印刷1枚。資料5「燃料電池ごみ収集車運用事業について」A4片面1枚でございます。

それから、お持ち帰り用としまして、ごみ資源収集カレンダーの令和5年度版をお配りしております。

以上、過不足ございませんでしょうか。なお、本日は、前回審議会でお配りいたしました多摩市一般廃棄物処理基本計画の素案をお持ちいただくようお願いしておりましたけれども、これについてお忘れの方はいらっしゃいますでしょうか。

以上で、事務局からの配付資料の確認を終わります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の1、多摩市一般廃棄物処理基本計画の改定について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長 では、資料1を御覧ください。1、経緯。前回の審議会以後の動きを御紹介いたします。

昨年11月21日に、会長から市長へ計画案を答申しました。副会長にも同席をいただきました。翌22日には、多摩市役所の中で環境行政の方針等を決定する環境政策推進本部に計画案を付議し、協議した結果、答申いただいた計画案を多摩市の案として、これをパブリックコメントに付することを決定いたしました。

そして、12月21日から今年の1月10日までを期間として、パブリックコメントを実施しました。結果として寄せられたパブリックコメントはゼロ件でしたが、事務局としましては、こちらの審議会で学識経験者、リサイクル業者、事業者、市民団体、コミュニティ団体、PTA、消費者団体、一部事務組合という多様な団体から推薦された委員の皆さんや公募市民の委員をメンバーとする本審議会に真剣に御議論いただき、多くの意見をいただき策定いたしました。したがって、この計画は、自治基本条例が求める市民協働の理念を十分に満たしているものと考えております。

そして、1月19日、多摩市環境政策推進本部にパブリックコメントの結果を添えて報告いたしました。そして了承を得、2月7日の経営会議において決定いたしました。

2、今後の予定。今後、この計画を印刷・製本いたします。そして、3月中旬頃には委員の皆様にも送付させていただく予定でございます。また、3月の多摩市議会定例会の生活環境常任委員会にも報告する予定でございます。

以上です。

○会長 説明ありがとうございます。委員の皆さんから、何か御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○B委員 パブリックコメントの内容というのが今回入っていなかったんですが、どのようなことが出たか、お伺いできればと思います。

○会長 では、課長のほうからお願いします。

○ごみ対策課長 今回のパブリックコメントに当たりましては、たま広報、及び多摩市の公式ホームページで広くパブリックコメントを募ったほか、こちらの会場で12月に地域でごみ減量等に取り組んでいただいている廃棄物減量等推進員の皆さんのブロック会議と

いう会議があり、そこでも「このたびパブリックコメントをしますので、ぜひ御意見をお寄せください」とお願いしたりしました。残念ながら、実際寄せられたパブリックコメントはゼロ件だったのですけれども、ただ、先ほどお話したとおり、11月のこちらの審議会で多数の御意見をお寄せいただき、非常に真剣な御議論をいただきましたので、事務局では、この審議会で市民の皆さんの意見を十分に反映できているものというふうに考えております。

以上です。

○OB委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問、御意見ございますか。

特に御意見ないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題の2に入ります。今後5ヶ年の排出抑制計画について、事務局から御説明をお願いします。

○ごみ対策課長 今後の排出抑制計画について御説明いたします。資料は、資料2、資料2-1、資料3を使用いたします。まず、資料3を御覧ください。

こちらは、多摩市一般廃棄物処理基本計画の中の排出抑制計画を基に、今後5か年の排出抑制計画をチャートにしたものでございます。この排出抑制計画は、本日お持ちいただいております一般廃棄物処理基本計画の素案で言いますと、61ページから掲載しているものでございます。同計画のごみ減量目標を達成するために5つの目標を定めております。さらにその下に、合計すると15の施策を定めております。62ページから66ページまでには、その15の施策の取組内容を表の形式で記述しております。

本日お配りした資料3は、この排出抑制計画の表をそのまま利用いたしまして、その右側に施策と今後5年間の計画の列を加え、その中に、「見直し・実施」などの記述や、矢印でスケジュールをお示ししたものでございます。

なお、資料3の中のチャートは、今後、ごみ対策課におけるごみ減量施策が計画どおりに進んでいるか進捗管理に使うとともに、毎年度終了後には、ごみ量のデータと併せて本審議会に報告させていただき、その資料としても使おうと考えております。ですので、本日、このチャートに対する御意見を伺うことはもちろんでございますけれども、今後、毎年度のごみ量の実績報告の際にもまた御意見を伺う機会があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は時間に限りもございますので、この資料の全項目について説明することは、申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと考えております。特定の項目について、本日、

御意見・御質問がありましたら、後ほどお聞かせいただけたらと思っております。事務局からは、この排出抑制計画のうち、主な新規取組項目について抜き出して御説明を申し上げます。

それでは、資料2を御覧ください。資料2には4つの項目がございます。主な新規取組項目でございます。上から順番に御説明いたします。

まず、小型充電式電池及び電池を取り外せない小型家電の収集でございます。従来、小型充電式電池等は、市による収集の対象としておりませんでした。今年度、多摩市内において収集車両の火災が複数回発生したことなどから、火災防止のために小型充電式電池等を有害性ごみとして収集いたします。電池を取り外せない小型家電についても同様です。実施時期は今年4月を予定しており、令和5年度のごみカレンダーでも周知をいたします。資料3-1は、令和5年度ごみカレンダーの当該ページを抜き出したものでございます。御参考になさってください。

それから、資料2の中の記述に戻らせていただきます。主な新規取組項目の2番目は、ペットボトルの品質向上です。多摩市では、今年4月から、サントリーグループとの協定に基づき、ペットボトルを水平リサイクルします。これを機会に、従来徹底できていなかった「ふたとラベルを外す、すすぐ、つぶす」という、ペットボトルのルールを徹底し、ペットボトルの品質を向上させていこうと考えております。なお、品質を向上するための具体的な方法としまして、私どもの内部で2つの方法を考えております。こちらは資料にはございませんので口頭で申し上げさせていただいております。

1つは、現在、多摩市では、缶とペットボトルを混合収集し、このエコプラザ多摩の中で選別をしております。毎週1回収集をしております。これを、収集日を別にして分けて収集する。缶とペットボトルは分けて出させていただいて収集するという、この方法が1つあると考えております。

もう一つの方法としましては、現在の混合収集で毎週出せるというこの方法は変えずに、専ら啓発によって、先ほど申し上げた「ふたとラベルを外す、すすぐ、つぶす」、これらのルールを徹底するというものでございます。それぞれ長所・短所あると思います。

2番目の方法については、啓発のみによって改善させるということですので非常に大変なことだというふうには思っておりますけれども、逆に毎週、缶とペットボトルを出せるという点では、市民の皆さんにとっては利便性は変わらないというところだと考えております。仮に2番目の案で実施する場合、事務局のほうで考えている方法としましては、まず、

今年の後半に地域の皆さんに御説明をしまして、特に廃棄物減量等推進員の皆さんに御協力をいただきまして、「令和6年度から、ふたやラベルが残っているペットボトルについては収集しませんと警告シールを貼って、残していきます」と。そういう周知を図りたいと思っております。

ただ、令和5年度の後半については予告だけで、実施は令和6年4月からというふうなことを考えております。予告期間中は、もしもふたやラベルが残っている籠を見ましたら、その籠に、来年からは収集しませんという予告のシールだけ貼らせていただきます。そういった啓発活動を半年間続けまして、令和6年4月からはもうきっぱりと、そういったものが残っていたら収集しない。こんな取組を2か年にわたり啓発する。これが2番目の方法の具体的なアイデアでございます。ちょっと長くなりましたけれども、この2つの案についても、本日、皆様の意見を伺えたらと思っております。

それから、資料2の3番目でございますが、40リットルサイズのプラスチック袋を新設する。こちらは現在、プラスチック用の指定袋は、20リットルサイズの1種類でございます。この袋に入らない大きさのものは、たとえ資源になるプラスチックであっても、燃やせるごみに分別していただくというのが現在のルールでございます。これを新たに40リットルサイズのプラスチック用指定袋を作成することで、プラスチックのリサイクル量を増やし、燃やせるごみを削減したいと考えております。ただし、これには条例改正とプラント設備の調整が必要となります。今年6月の定例市議会に条例改正を提案し、令和6年4月から導入したいと事務局では考えております。

4番目は、難再生古紙のリサイクル検討です。難再生古紙とは、従来の古紙リサイクル技術ではリサイクルが困難だとされてきたレシート等の感熱紙、コート紙、缶ビールのマルチパック等のことでございます。これらを資源化し、燃やせるごみを減量しようとするものですが、リサイクル協同組合様や収集業務の受託事業者様とも十分に調整して、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 資料2-1はよろしいですかね。

○ごみ対策課長 資料2-1は、本日配ったカレンダーの3ページから抜き出したものがございます。これは、先ほどの資料2の一番上の施策、小型充電式電池及び電池を取り外せない小型家電の収集、これに関する周知のカレンダー記事ということになります。

以上です。

○会長　　ありがとうございます。ここの議題の2つが本日の主要な議題ということで、皆さんのほうから御意見とか、御質問とかお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○B委員　　まず、小型家電の2-1、ACTAの部分に掲載される3ページについて、右下のほうに、火災の原因となるので燃やせないごみとなっているんですが、可燃ごみ、燃やせるごみも結局一緒なんです。出されたら、反対に不燃ごみのほうがコンベアで手選が入りますけど、可燃ごみはそのままピットへ入りますから、ピットの中での火災も考えられますので、これはなぜ燃やせないごみだけにしているのか……。もう完成した資料ではありますので、ぜひ次の回は、燃やせる・燃やせない、両方に対して警告したほうがよろしいのではないかなと思います。

○会長　　そういう御意見です。実際問題として、可燃ごみにこういうリチウムイオン電池等が入るケースというのは、どうなのでしょう。お願いします。

○ごみ対策課長　　燃やせるごみにつきましては、袋で収集した後、破袋や選別はせずに、そのまま清掃工場の可燃ピットに投入いたしますので、分からないというのが正確なところなんですけど、ただ、市が実施しております組成分析の際などにはそういったものは検出されていないというところでございます。

また、火災という点でも、去年、町田市で発生しました火災は、燃やせないごみのラインのほうで発生しているという状況でございますので、私どもとしては、まず、その一番可能性が高い、危険性が高いのは燃やせないごみであろうということで、このように記述させていただきました。また、いただいた意見は参考にさせていただきますして、今後の啓発に役立てさせていただこうと思います。

○会長　　ありがとうございます。N委員、お願いします。

○N委員　　多摩清掃工場のNです。実際の工場の発火の状況から申し上げますと、可燃ごみのピットでの発火の事例というよりも、基本、発火が出ているのは不燃粗大ごみ処理棟の中の破砕機を出たところで発火しているという事例が一番多い状況です。ごみピットからの発火もしくは発煙の事例というのは、今までのところだと、記録のある中では、たしか1例ないし2例程度ということで、極めて少ない。実際の発火の件数は50件以上あるんですけども、その中で言うと、やはり不燃ごみで処理されている中での処理過程での発火ということが清掃工場には多いように感じております。

○会長 ありがとうございます。ということのようで……。

○B委員 というか、印刷物はできておりますので、これはこのままで。特に限定する必要はないんじゃないかなと。可燃に関しても、結局入れちゃいけないものですから、入っていたら、収集車を巻きこんで、パッカー車の段階で、塵芥収集の段階で発火しちゃう可能性もありますので、絶対入れないようにというふうに今度付け加えたほうがよろしいかと思えます。

あと、もう一点、すみません。ペットボトルに関して、事務局から2案の提案があったんですが、併用が一番だと思います。当然、分けただけではうまくいきませんので、推進員の皆さんに御協力いただいてやっていくと。分けることなんですけど、実は私ども組合のほうでこちらの運転委託をさせていただいておりますが、年々、ペットボトルのウエートが非常に増えているんです。ここの施設を造ったもう二十数年前ですが、当時はペットボトルなんていうのはほとんどありませんので混合収集でよかったんですが、今缶よりもペットボトルのほうが非常に多い状態で、機械の能力もバランスが、ペットボトルに合わせて処理運転がされるというような状態になっていきますので、設備の能力からしてもペットボトルがかなり、今のままですとパンク状態。これ以上増えたものに対して対応し切れないという状況が続くと思えますので、その辺を考えると、やはりどこかで分けると。ペットボトルは非常に多いですから。分けるとかなりスピードアップされます。今、御存じのとおり、夏場は休憩時間というか、1日稼働5時間という基本稼働時間なんですけど、その倍以上運転しておりますので、繁忙期に合わせてまず分けるということを基本に考えて、なおかつ、推進員の皆さんに啓発を頑張っていただくということが一番かと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ついでにちょっとお聞きしますと、ラインですけれども、機械で磁選別とか、アルミ缶の場合、アルミ選別機で缶をはねた後、ペットボトルが流れていく、こんな感じですか。

○B委員 そうです。全くそのとおりで、磁選機でまずスチール缶を吸い上げまして、その次にアルミ選別機でアルミ缶を飛ばします。この工程がどうしても時間がかかってしまうんですね。その場合、それとそのライン上にまず異物を抜き取るという作業がありますので、コンベアのスピードがあまり上げられないんです。仮にこれがペットボトルだけになりますと、どんどんコンベアのスピードを上げられます。今のスピードは能力の半分程度、よくて半分ぐらいのスピードで動かさざるを得ないという状況なので、せっかくマシーンは

どんどん入れれば梱包してくれるのに、手選別が間に合わないために時間がかかっているということなんです。缶の場合は、本当にアルミ缶とスチール缶は磁石で吸い取るだけですから、これは物すごい効率で、スピードで処理できます。とにかくペットボトルが厄介なので、ぜひその辺は。今の設備からしても、ちょっと限界に来ているかなと思っています。数字上からも多分、事務局のほうも稼働時間で分かっていると思いますが、ぜひ両方をお願いしたいと思います。

○会長　事務局のほうですね。では、課長、お願いします。

○ごみ対策課長　選別の御負担をかけていることは、本当に申し訳なく思っております。ただ、これはどちらが鶏でどちらが卵かということになるんですけれども、もくろみどおり、品質が向上すれば選別の負担は軽くなるということが言えます。それからもう一つは、これまで私どもも、プラントの維持管理に努めてまいりましたが、今後とも性能は維持向上させていくように考えております。それが1つ。

もう一つ、私ども事務局としては、まず先ほどの2番目の方法を試みたいというふうなことを考えているんですが、これはなぜかといいますと、結局、ラベルとキャップを外してくださいというルールをつくっても、それが徹底されなくて、それを徹底されていないのにそのまま収集してしまったら、結局ルールがないのと同じことです。ですから、これは別収集しようが混合収集しようが、必ず啓発しなきゃいけないことだと思っています。

そういったときに、例えば1つしか缶・ペットボトルの容器がないようなところに、例えば隔週で、ペットボトルと缶を出してくださいといった場合、今週ペットボトルの日だと思っていたのに缶を出してしまったと。そういう方が増えることも予想されます。ですから、推進員の皆さんとか、現場で指導している方の負担は、混合せずに別収集するほうがむしろ大変になるという、この辺もちょっと危惧しているところでございます。

以上です。

○B委員　前も審議会で何度か申し上げましたが、コロナ禍で非常に散歩の時間が増えたもので、実際のステーションも見ますけれども、別収集というか、混じっている・混じっていないというか、まずはとにかく啓発は絶対どちらにしてもしなきゃいけないことであるというのは一番なんです。あとは、先ほど申し上げたのは、設備の能力的な面で申し上げたんですね。どうしてもその工程が、鉄の磁選機を通してアルミを飛ばすという作業が絶対入り、なおかつ、その後に残ったペットボトルをする。ところが、ここを造ったときは、ペットボトルはほとんど割合がなかったんです。それでうまい具合に5時間以内にすぐ終わ

っていたんですが、現在はほとんどがペットボトルですから、これがラベルある・なしというか、そういう問題ではなくて、ペットボトルの減容機の能力ですね。1時間にどれだけできるかというその辺も絡んでくるので、ぜひ、その辺も併せて、両方重要かと思います。

以上です。

○会長 要望として受け止めていただくということにさせていただきます。

○K委員 たまごみ会議のときに、ペットボトルの啓発のことについて伺ったと思うんですけど、そのときには令和5年の4月から9月に啓発をやって、10月から分別のやり方を間違っただけのものに関してはシールを貼って収集しないという説明を受けたと思うんですけども、その時期がずれたということなんでしょうか。

○会長 事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 たまごみ会議の皆さんには、事前に御意見を伺いたいということで、資料を作成してお示ししたこともございました。確かに、まず啓発、それから、実際予告という流れがございます。ただ、啓発と予告の実際にシールを貼ったりという作業は、同時並行も可能だと思っております。現時点、たまごみ会議で御説明したときから時間が経過しております、予告の開始までのスケジュール、それから啓発のスケジュールなども見直しが必要になってくると思っております。ですので、もしかすると今後、この件についての皆さんの御意見をいただいて、またそれを反映して庁内で議論する、そういったプロセスの中でスケジュールが少し後送りになって、啓発と予告を同時にさせていただくというふうなことになるかと考えております。その辺のことも考えまして、少し後送りの説明をさせていただいてしまいました。その時点の違いということで御理解をお願いいたします。

○会長 K委員、よろしいですかね。

○K委員 はい。

○会長 ほかに御意見ございますか。

○B委員 すみません、度々。関係することが幾つかあったもので。プラスチックに関しては、どんどん40リットルを進めるという方向でよろしいかと思っております。難古紙のリサイクルに関してでございますが、調整が必要ということで書いてはいるんですが、まず段階的にやるということでは、審議会でも私、賛成しておりますので、進めるという方向では賛成していますが、申し上げました、例えばコミセンにステーションを取りあえず置いて、それをその品目の収集日、収集業者さんに、1家庭の集積所の1か所だという形で収集していた

だく形で実験していくということではできないでしょうか、早急に。と思います。

○会長 事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 そういった公共施設にステーションを設置して、それで収集してみるということも一つの方法というふうに事務局でも考えております。ただ、それぞれの施設の所管との調整がまた必要になりますし、また、その場合、必ずしも量が集まらなくてごみ減量の効果が限定的になるという、そういった点もあると思います。ですので、ステーションでの収集と戸別での収集、広く可能性を探りたいと事務局では考えていますので、引き続き、ぜひ相談に乗っていただけますようお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○K委員 その40リットルの袋に関してなんですけれども、令和5年の6月の条例改正のところでは提案をするというふうになっていて、今後の会議が、次が8月予定という日付を見たので、今発言しておかないかと思ひ発言させていただくんですけど、20リットルと40リットルの袋に関しては、どれくらいの割合で生産をする予定なのか。また、以前の説明では、20リットルも40リットルも売価は同じ価格にするんだというような御説明があったと思うんですけど、その辺とも、この審議会ですれ以降は何も説明がないまま進んでいくように思うんですが、いかがでしょうか。

○会長 事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 まず、割合という御質問ですが、割合というのは製造枚数のことかと思いますが、大変恐縮ですが、まだその辺りの推計は出しておりません。ただ、量としては、20リットルと比較すると大幅に少なくなるというふうに考えております。

それから、価格につきましては、同価格というふうに申し上げたのかもしれませんが、それは単位容量当たりの価格のことです。プラスチックの20リットル入りは現在10円、それが40リットル入りでは20円という単価にする、そんな案を現在用意しているところでございます。

○K委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがですか。

○J委員 Jです。すみません、幾つか教えていただきたいんですけど、私、前回休んでしまったので認識が薄いところがあったら申し訳ないんですけど、まず、資料2のところ、ペットボトルの品質向上というふうに書かれていたので、この資料を見たときに、ペットボトル自体の品質も向上することが考えられているのかなというふうに見受けました。多分、今

日の話からすると、ペットボトルの分別とかそういった廃棄性の向上ということなのかなというふうな判断でよろしいかというところの確認をしたかったのと、もし、その分別のところだけだったら、せっかくサントリーのところ、もちろんサントリー以外の会社も実際あるとは思いますが、にペットボトルの品質向上を求めてもいいのかなというふうに思いました。結局、ペットボトルの上にPPのラベルが貼ってあるので、PPを剥がさなきゃいけないというところがあるんだったら、今の技術だったら、別にPPのラベルじゃなくても対応できる技術は日本にはあるので、そういったところの投げかけも含めていくと、ペットボトルの品質向上という結構広義的な意味になるのかなというふうに思った次第です。まず、そのところについて教えてください。

○会長 事務局、お願いします。

○ごみ対策課長 御指摘ありがとうございます。確かに、ペットボトルの品質向上と書いてだけでは分かりにくいと思います。大変恐縮です。私どもが考えておりますこの品質とは、ラベルの残り、それからキャップの残り、これらを減らすということでございます。それから当然、中身が残ってはいけませんし、極力潰していただきたいというところでございますが、さらに具体的に言いますと、私どもとしてペットボトルの品質向上を図っていく際に、今後何を指標とするかと考えますと、ラベルの残りを減らすということを指標にしたいと思っております。なぜかといいますと、現在、ふたにつきましては、これも残ってはいるんですけども、選別をさせていただいておりますリサイクル協同組合様の努力によって相当外していただいております。ですので、結局これが再生業者に渡ったときには、ほとんどないという状態になっております。ですので、これを評価するときには、業者さんのベール検査という、届いた梱包物をほどいて、目方を量ってどれぐらい残っているかという、そういう検査をするんですが、そのときに、ふたの残り率でははかれないんです。それに対して、ラベルについては、リサイクル協同組合さんも、ラベルを剥がすということまではお願いもしておりませんから、エコプラザ多摩にラベルつきで入ってきたものは、ほぼそのままリサイクル業者さんに渡っているという現状でございます。結果的に、重量比で言いますと、約40%くらいのペットボトルにラベルがついたままで渡っているという、そんなベール検査の結果もでございます。私どもはこれを限りなくゼロに近づけたい。これを2か年かけて啓発して達成したいというふうに考えている次第でございます。

それから、事業者さんのお話が出ましたが、ちょっと視点が違うのかもしれませんが、私どもはこちらのエコプラザ多摩に入ってくるペットボトルは、多摩市内で消費される

ペットボトルの一部であると考えております。例えば、自動販売機脇のリサイクルボックスに投入される使い捨てのペットボトルなどについては、これはエコプラザ多摩には入ってきません。ただ、こういったものについても、やはりルールを守っていただくべきだと考えておりますので、今後エコプラザ多摩に入ってくるペットボトルの品質向上を市民の皆さんに呼びかける際には、そういった自動販売機脇に返されるもの、それからスーパーに返されるものなどについても、やはりルールを守りましょうというふうな働きかけを併せて実施していきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

○J委員 ありがとうございます。もう一点よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○J委員 この場で資料3については説明を今日はしないということだったんですけども、資料3の見方について聞いたかったことが幾つか実はあって、例えば、全部矢印が引いてあるのって、継続ということなのかなと思ったんですけど、ただ、項目として「継続」と書かれているところも例えばあります。①-7であると、「継続」というところが令和7年度に書かれていて、そこから先の矢印が引かれている。これは全部継続していくということと認識をしています。例えばその1個下だと、「見直し・実施」で矢印がびっと引いてあるという状況、これも多分継続なのかなというところで、ちょっと違いが分からなかったところと、あとはそれ以外のほかのページでも結構、「継続」という言葉が使われていたりして、そこをどういうふうに判断していいのか分からないなというところと、「実施」ということが2回連続書かれているところがあったりとか。というところがちょっと気になって、5か年計画になるんですけど、これの矢印のところの判断の仕方によっては、令和9年というところはほとんど実施することがなく、ウォッチングの期間になっちゃうのかなというふうに見てとれたので、この辺の言葉のどういうふうに見ればいいのかというところを教えてくださいたいです。

○会長 ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 御指摘のとおり、統一されていないところがございまして、「継続」と文字で書かれたところは、矢印で引いているところとほぼ同じ意味でございます。それ以外にも未整理の、表現の不統一の部分があると思いますので、今後またこちらについては、もう少しブラッシュアップしていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。確かにちょっと見にくいところもありますね。一つの考

え方として、例えば、①-1のところだと、要するに、見直し・実施を令和5年からやると。ずっと令和9年にかけて。でしたら、「見直し・実施」のところからもう矢印にしまして、そしてその上に「見直し・実施」とつけておくというのも一つですよ。これですんなり分かるという感じの方が多ければ、これでもいいのかなとは思いますが、A委員、どうですか。

○A委員 それは統一したほうがいいですよ。基本的に「継続」と書いてあるのは、矢印の意味ですよ。

○会長 いや、「継続」だけじゃないですよ。

○A委員 そうなんですか。

○会長 例えば、①-3だと、「配布」でしょう。

○A委員 配布を続けていくということですか。

○会長 うん。ずっと配布を、毎年かどうか分かりませんが。

○A委員 何をするか分からないですよ。

○会長 うん。

○B委員 矢印の意味が。

○A委員 点々という意味なのかなと思ったけど、そういう意味じゃないんですね。だとすれば、精査して直したほうがいいんじゃないでしょうか。これだと曖昧になってしまいますよね。

○会長 ね。もうちょっとはっきりさせたほうがいいような気がしますけれども。事務局のほうでもちょっと御検討ください。

○ごみ対策課長 はい。

○A委員 例えば①-1というのは、矢印部分が全部、「見直し・実施」になるんですか、前年度の。各コマが「見直し・実施」ということになるんですか。

○ごみ対策課長 施策として、たま広報、ホームページ、カレンダー等を挙げておりますけれども、ホームページの内容によっては固定的なものもございますが、広報、カレンダー等については、毎年見直し・実施をしていきます。

○A委員 そうすると、「継続」というのは左に同じという意味なんですかね。「継続」と文字で書かれているところは、左に同じという意味ですかね。

○ごみ対策課長 はい、そうです。

○A委員 とすれば、そういう形で各年度書き直したほうがいいんじゃないかね。矢印と

いう曖昧な表現はやめて。というふうに思います。

○ごみ対策課長 ありがとうございます。

○A委員 例えば、①-2の下のほうですけれども、「試作」、「普及」、「見直普及」とありますが、その後2つも「見直普及」、「見直普及」というふうにするとはっきりしますよね。そういう意味ですよ。

○環境部長 文字で書くということですかね。

○A委員 はい。そのほうがはっきりする。

○環境部長 全部文字で書くと、非常に見にくくなったんです。

○A委員 ただ、矢印で書いてしまうと、左に同じという意味なのか……。

○環境部長 左に同じという意味です。

○A委員 左に同じという意味なんですよ。

○環境部長 はい。

○A委員 では、文字で書いてある「継続」のところは矢印にしちゃえばいいんですよ。ということですよ。

○ごみ対策課長 はい。そのように修正させていただいて、また、矢印の意味などについても、注釈をつけるなどしたいと思います。

○会長 そうですね。お願いします。

○A委員 左に同じという意味なんですよ。

○環境部長 そうです。

○A委員 左側に同じ。

○環境部長 はい。

○A委員 であれば、「継続」は全部矢印に変えちゃえば済む話ですよ。

○会長 うん。

○A委員 だから、矢印は左に同じという意味だということを注釈でつければ良いと思います。

以上です。

○会長 ほかに御意見。

○M委員 難再生古紙のリサイクルの話なんですが、さっきB委員が公共施設にステーションを設けて先行したらどうかという御意見だったんですが、今、私もすごくそれいいなと

いうふうに思いました。できるんだったら、どこかでステーションなり、先行するというのはとても大事というか、市民にとって難再生古紙というのは物すごく分かりにくいので、そういう先行事例があれば、そこに持っていきますとか、案内するときも、お試し期間じゃないですけども、とても啓発しやすいかなというふうに思いましたので、どっちにしてもこれを進めていこうとするのでしたら、早めにステーションか何か設けて、先行して市民に啓発の時間があると分かりやすいのではないかなというふうに思いました。ということです。

○会長 ありがとうございます。小金井市がやっていましたね。今でもやっていると思いますけれども。

○B委員 はい。だから、あの形でいいと思うんです。

○会長 その形から始めると。

○B委員 始めると。それで、いっぱい出そうだったら全戸、家庭からにすると。

○会長 そうですね。

○B委員 一気にやると収集業者さんも大変ですから。

○会長 あれは拠点まで、回収ボックスまで持っていかなきゃいかんということで、量的にはそれほど……。

○B委員 ないと思うんですけどね。

○会長 集まらないのではないかなと思いますね。そこまで持って行って何かもらえるというインセンティブがあればいいんですけども、何にもないですからね。

○B委員 あと、スーパーさんによっては、牛乳パックを持っていくとスタンプになって、それがたまると割引券になるとか、何かそういうのもいいかもしれないですね。

○会長 そうですね。そういうインセンティブが欲しいですよ。

○G委員 3か年計画の①-9に関して、5か年の中で令和5年度を試行にして令和6年から実施ということで、審議会でのいろんな議論の中の意見を反映したスケジュールリングになっていただいている形で、非常にうれしく思っています。ただ、ちょっとスピード感でいくと、①-5と、それから②-3に関しては、それぞれ分析や検討に3年かけて、4年目で判断あるいは決定して、5年目で実施というぎりぎり、5か年の中では5年目に実施できるように進めようという取組で、色々これだけ実施項目があるので、優先順位をかなり考えられて決断されたのかなと思うんですけども、個人的には①-5、それから②-3に関しては、それぞれ分析・検討の期間をもう少し短縮していただいて、実施のめどを早めてい

ただければいいのかなというふうに希望を申し上げたいと思います。

○会長 ありがとうございます。では、まず、今のG委員の御意見についての事務局の考えのほうから。

○ごみ対策課長 すみません、事務局の考えという前に、今、番号で御指摘いただいたんですけど、番号が複数ページにわたって……。

○G委員 ①-5というのは、ごみの発生抑制と減量の推進の①-5です。廃棄物処理手数料の見直し、これが今の説明でいくと、「分析」から矢印は継続ということなので、3か年分析をされて、4年目で判断して、実施は5年目。2027年からという計画なんですけど、本当に分析に3年間必要なのかなという疑問が1つあるのと、次が2ページの②の事業系（持込）ごみの分別の徹底の②-3です。これは事業系ごみ手数料の水準についての引上げ決定、これが同じように検討を3年間かけて、4年目で判断・決定されて、5年目の実施ということなんですけれども、これもあくまでこのプランを見れば、水準を見た上でということなので、そんなに3年も検討しなくても、まだ上げなくていいなら上げなくていいという判断はもっと早めのできるのかなと。

逆に、1ページ目の①-9でしたかね、一般廃棄物会計基準の導入に関して言えば、1年目で試行して2年目にはもう実施しますと。まず一旦実施して、3年目で見直しをして、必要な実施をその後継続していくということで、このくらいのスピード感が、審議会の中での議論としては非常に適切な計画かなと思ったので、これと比べると、今申し上げた1ページの①-5と2ページの②-3に関しては、スピード感をもう少し早めていただけたらという希望です。

○会長 では、お願いします。

○ごみ対策課長 ①-9につきましては、一般廃棄物会計基準の導入についての項目でございまして、こちらについては、国の基準のほうが変わったことを受けまして、また大幅に見直しが必要になっております。これまで担当も、その時々に応じて試行的に作成はしてきたんですけども、担当者の異動等もありまして、毎年のように一から勉強し直すというふうな状況が続いておりました。そんな状況を踏まえまして、このようなスケジュールをさせていただいております。

それから、1ページ目の①-5、それから2ページ目の②-3につきましては、いずれもごみ処理手数料に関連することですので、こちらは、こちらの審議会で一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを5年後までに行うことに恐らくなると思います。ですので、そ

のタイミングに合わせてあらかじめ分析をさせていただいて、事務局からその状況をこの審議会に報告し、御検討いただきたいと思います。そのような審議会での御意見をいただくということを念頭に置いたスケジュールになっております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。G委員、いかがですか。

○G委員 あくまで希望ですので、絶対早めなきゃ駄目ということではないので、今の回答も一つの考え方だと思うんですけども、先ほど申し上げたように、それぞれの分析・検討に関して3年もかけるまでもないので、また、その中間見直しに合わせる必要もないので、あくまでそれぞれ個別の進捗状況を見ながら、もう既に今課題ありということでこの項目が出ていますので、中間見直しの5年目に合わせて実施を予定するというのは、逆に言えば3年間は何もしませんというのと同じなので、もう少しここはスピード感を上げていただいたほうが個人的にはいいのかなと思っています。

○会長 ありがとうございます。何もしないということじゃなくて、真剣に検討に取り組むということをお願いしたいと思います。

○I委員 すみません、さっきの資料2のペットボトルの品質向上に関して、ラベルの残りを、ラベルがついたままというのを減らすということによるしいんですよね。サントリーグループとの協定というのがどういったものか分からないんですけど、素人考えで、オーケーストアとかに、ラベルがない状態で「生茶」とかを売っているんですよね。そういうのを増やしていけば、基本的にラベルを外すという作業をしたくない市民たちが多いので、お店にラベルのないものがあれば、そちらをみんな選ぶんじゃないかなという、協定というのがどういったものか分からないんですが、何か改善していけるのであれば、そういうことも入れたほうがいいのかなどちょっと思いました。

○会長 では、課長のほうからお願いします。

○ごみ対策課長 サントリーグループとの協定につきましては、多摩市が、エコプラザ多摩で選別するペットボトルについて、令和5年度以降は全量をサントリーグループが指定するリサイクル業者に引き渡すこと、それから、その引き渡しを受けたサントリーグループでは、それを水平リサイクル、ペットボトルからペットボトルにリサイクルさせる。これによって、サントリーグループの飲料容器に生まれ変わらせるという、こんな枠組みでございます。

ペットボトルの品質向上については、特にこの協定の内容では大きな項目にはなってお

りません。品質向上は多摩市の努力にはなっておりまして、品質向上できれば、それはまた評価していただけるような協定内容にはなっておりますが、決して義務にはなっていないんですけれども、やはり協定を結べたという機会を捉えまして、従来からの懸案であったペットボトルの品質向上、これを市民の皆さんに改めて働きかけていこうと、こういったものでございます。

それから、ラベルなしの容器、こちらについても、御指摘のとおりかなり普及してきているところだと思います。先ほど、事業系のペットボトルについても併せて啓発したいというふうなお話をしましたけれども、やはりそういったラベルなしのペットボトルなどについても知らない方がいらっしゃるかと思いますので、ぜひ紹介していこうと思います。ありがとうございます。

○会長　ありがとうございます。そのラベルなしのペットボトルですけれども、実は私もまだ見たことがないんですが、これは昔、アメリカで、たばこなんですけれども、たばここそブランド商品ですよ。ジェネリックたばこというのが発売されて、一頃、脚光を浴びたことがあるんですけど、最近どうなっているか分かりませんが、それに近いですよ。ジェネリックお茶でペット茶ですよ、これは。これはしかし、製造元とか賞味期限とか、どこかに印字しなければいけないと思いますけれども、キャップか何かに印字されているんですか。

○I委員　そうだと思います。

○会長　そうですね。では、B委員、お願いします。

○B委員　まず、ラベルなしのほうですが、プラスチックで識別番号の1番になります。ペットボトルの場合は、キャップの首のところに必ず賞味期限が入っていますので、賞味期限は分かるんです。ただ、ラベルなしだと、どこで作ったどうのこうのってないので、原則は箱売り、ケース売りの商品に関してがほとんどなんです。今のところ、ばら売りでというのはあまり普及されていない。ケース売りではかなり普及しています。ただ、ふただけ取れば排出していいと。ケースのほうに、どこで製造した、住所がどうのこうのとラベルに匹敵するような情報が出ていますから。

○会長　なるほど。

○B委員　あとは、先ほど事務局からもあったように、サントリーさんだからラベルを剥がさなきゃいけないとかではないですし、本来、確かに意味は、サントリーさんが結局ペットボトルを作ってるんじゃないか、売ってるんじゃないかということで、本当は一番責任あ

るんですけれども、大体、日本の家庭から出るやつは、容リ協会、平成7年の容リ法——容器リサイクル法で平成9年の分別基準で、当時からふたとラベルは取りなさいというふうに決まっていたんです。これは平成9年からも決まっていたことなんですけど、みんな守ってくれなかった。守ってくれる人は守ってくれる。守ってくれないで、多摩市のように混合収集までしちゃったもので、持っていつてくれるじゃないかというので、持っていかない自治体もあります。シール貼って置いてくるという自治体もありますので、ちょっと面倒でもやっていただくのが本当なんです。これは日本中の、基本的に品質規格というか、分別基準であることでございます。なので、サントリーだからではなくて、一般的にルールとして、素材がどうしても違いますので、J委員から出たように、PPという、ポリプロピレンという、ペットボトルとまた違う素材でできているので、びらびらでちょっと軽いもので、水で分離はするんですけれども、かなり破碎した状態で混じりやすいんです、軽過ぎて。ということですよ。

○会長 なるほど。詳しい説明ありがとうございます。今、実物が、現物が回っているという状況です。

○B委員 首のところに賞味期限が入るといふ。

○会長 ペットボトルにブランドが一応浮き出るような形にはなっていますね。

○B委員 ええ。一応、どこのメーカーのやつかまでは分かるけど、詳しいどこの製造事務所とか、どの工場で作ったとか、ロット番号とかそういうのは入っていない。

○会長 では、G委員、お願いします。

○G委員 資料2の4つの主な新規取組項目の説明をいただいたときに、ちょっと違和感があったのは、やっぱり2番のペットボトルの品質向上なんですけれども、説明をずっと伺っていると、実際は2番の新規の施策は、資料3の5ページの②の2番にあるペットボトルの水平リサイクルの実施が新規の施策で、ペットボトルの品質向上でさっき説明されたラベルを外すとかキャップを外すとか、残りを減らすというのは新規でも何でもなくて、今Bさんが説明されたように、平成9年から始まっている、従来からやっている施策なので、多分、そこが説明を聞いていて、ペットボトルの品質向上って何の意味なんだろうなというのがよく分からなかったんです。ただ、これはこの審議会での資料で、市民向けに出すわけではないと思うので、何かの広報のタイミングで打ち出すときには、このペットボトルの品質向上に関しては、さっきもJさんでしたかね、意味がやっぱりちょっとよく分からないということで、分別、あるいは廃棄するペットボトルの廃棄の状態の品質向上という、多分そ

んな意味だろうと思うのですが、ここはやっぱり説明というか、あれを変えられたほうがいいのかなど、そんなふうに思いました。

○会長　そうですね。水平リサイクルに全量を移すということで、これは品質が良くないと水平リサイクルはできないということなので、水平リサイクルに移るんだという辺りを強調されて、広報をぜひお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○K委員　すみません、幾つかあるんですけども、2ページ目の①家庭系ごみの分別の徹底の①-4、「介護を要する高齢者など、ごみ・資源の排出が困難な市民への支援を行い」というところなんですけど、先日ちょっと説明を、エコフレンドリーという転入者向けのごみの分別を説明する窓口での説明会で聞いたんですけど、これはヘルパーさんなどがごみ収集場所へのごみ出しを行うシールつきのごみ箱を利用してごみを出すことが新規だというふうにお聞きしたんですけど、この方法は、できる方もいらっしゃると思うんですけど、本来、ヘルパーさんが来ていないというような御家庭もあるかと思えますし、今後、高齢者、特に団地の上の階、上層の階の方がごみ出し困難というふうになっていくに当たって、その時の話合いでも、この方法だと早晩できなくなる方がいるでしょうという話になったんですけど、これ、新規で実施して令和6年で見直し・実施というふうになっているんですけど、これ以外の方法を何か考えていらっしゃるかどうかということをお聞きしたいことが1点と、次のページの2の粗大ごみ等の再利用、②-1というところで、「家具や家電製品の修理や譲渡の促進」というふうに書いてありまして、譲渡に関してはインターネット等を利用した民間業者のという説明が色々なところ書いてあるんですけど、修理というふうに書いているのは、誰が修理するのか。修理業者を紹介するようなことを考えていらっしゃるのか、ただ市民に修理をするような形で利用できるようにしてくださいと言うだけだったら、これは全く進まないと思うので、ここについての御意見を伺いたいということと、すみません、もう一点だけ。4ページの食品ロス対策の③-3なんですけど、食べきり協力店のことがずっと気になっていまして、食べきり協力店を推奨していくのではなくて、市民に対して、食べきり協力店では持ち帰りができます、初めから量を少なく注文できますということを市民に知らせることのほうが重要だと思っています。これを知らないから、食べきり協力店と言われても何だろうというふうになってしまうと思うので、ここの告知、周知の仕方をもう少し工夫していただけないかなという要望です。

以上です。

○会長 ありがとうございます。では、ただいまの3つの御意見につきまして、一つずつお答えをお願いいたします。

○ごみ対策課長 まず、排出抑制計画2の中の①-4「介護を要する高齢者など、ごみ・資源の排出が困難な市民への支援を行い、適正分別、適正排出の促進を図ります」という項目についてですが、こちらについて、中身について細かい記述をしておりませんで申し訳ございません。実は、私どもごみ対策課では、来月3月から募集をかけまして、ヘルパーさんが入っている高齢者及び障害者の御家庭に対して、ヘルパーさんがいらっしゃる日にごみをあらかじめ出しておける、そういった制度の受付を始めたいと考えております。実施は4月1日からと考えております。そして、この5か年計画の令和5年度に「新規」と書かせていただいているところでございます。

御指摘のとおり、高齢者や障害者の課題というのは様々でございます。その中で必ずしもヘルパーが入っている家庭ばかりではないということも承知はしております。それに対して、全国の自治体で色々な取組があり、いわゆるふれあい収集というふうな取組をしている自治体もございます。これは収集の事業者様、担当者がその家庭の中に入って、敷地内に入ってごみを取ると、そんなシステムでございますが、こちらについては、個人の敷地の中に立ち入るといいますので、少しハードルが高いということで、今回、多摩市では、実施の対象にはしてございません。より必要性の高い、家の前まで出すことすら困難な御家庭で、その御家庭には多くの場合、既にヘルパーが入っているということを前提に、既存の福祉サービスと組み合わせる形で速やかに——速やかにといえますか、なるべく早期に取り組みるところを実施しようと考えたものでございます。

それから、家電の修理につきましては、こちらは計画には書かせていただいておりますが、今の時点で具体的にこの修理のアイデアというものはございません。譲渡等の促進などについては、既存のサービス等があることは承知してございまして、そういったものを多摩市でもぜひ紹介できたらいいと考えておりますけれども、修理については今後の課題というふうに考えております。

それから、食べきり協力店につきましては、ドギーバッグなどよりも、まず先に少量で注文すべきといった御指摘もあったかと思いますが、そのとおりだと思います。食べきり協力店制度は、ドギーバッグだけではなくて、少量での注文、それからアレルギー対策食、それから、飲食店ではなくて販売店などについては、賞味期限間近の商品の廉価での販売、こういったものを広くそれぞれのお店の特性に応じて取り組みやすいものをメニューとして選

べるように、自発的に選べるような制度を考えております。ただ、名称として、食べきり協力店という名称で始めております。この名称を今から変更するというふうなことは困難なわけですけれども、なるべくドギーバッグや食品の廃棄のところに限定させるようなイメージにはならないように、制度の周知には今後注意をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○会長　ありがとうございます。既存のエコショップの活用などもあるわけですよね。ということで、制度的基盤というのは非常に整備されているのかなという気はしますけれども、それをもっと活用していく、市民にもっと触れられるようにしていくというところが課題かもしれませんよね。

ほかにいかがでしょうか。

大体、御意見は出尽くしたようですね。それでは、今日は色々な御意見を、排出抑制計画についてお出しいただきまして、これをぜひ参考にされて、事務局として今後の施策を組み立てていっていただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3、災害廃棄物処理計画、事務局のほうから御説明ください。

○ごみ対策課長　資料は、資料4及び資料4-1を御覧ください。まず、資料4を御覧ください。

多摩市災害廃棄物処理計画の改定について。1、背景と目的。平成23年3月の東日本大震災で、廃棄物も大量に発生しました。国は、災害による大量の災害廃棄物の発生に鑑み、大規模災害からの復興を円滑に進めるために、平成30年に災害廃棄物対策指針を改定しました。東京都においても、平成29年6月に東京都災害廃棄物処理計画の策定を行い、災害廃棄物の処理に関する対策を進めております。本市においても、多摩市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応について方策を示すとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すため、平成31年3月に多摩市災害廃棄物処理計画を策定しました。

このたび、多摩市地域防災計画が改定されましたので、これに合わせて、多摩市災害廃棄物処理計画も改正しました。改正内容は、主に災害非常配備体制の改正、災害対策本部組織図の改正、仮置場の候補地の改正等でございます。

それから、2の別添資料についてでございますが、本日は、資料4-1として、多摩市災害廃棄物処理計画概要版を添付させていただいております。大変申し訳ございませんが、計

画の本編については、ページ数が多いため、多摩市公式ホームページにて御覧いただきたいと思っております。

それから、今回の改正内容ではございませんが、多摩市災害廃棄物処理計画全体について、改めて軽く御説明をさせていただきたいと思っております。資料4-1を御覧ください。

この計画は、先ほどお話ししたとおり、多摩市地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理に係る対応について、その方策を示すことを目的として定めているものでございます。組織体制、協力支援体制等を規定しております。

それから、表面の右のほうに行きまして、処理方針、処理スケジュール等を規定しております。処理スケジュール、非常に細かい表がついておりますけれども、表の中ほどから下には、災害廃棄物処理の流れを示しております。災害が発生しますと、通常のごみとは全く違った種類のごみが発生いたします。道路の啓開、道路を切り開くことから始まり、人命救助活動、被災現場に散乱している廃棄物の運搬、被災者による一時仮置場へのごみの持込み、それから、被災建物の解体撤去に伴うごみの発生、こういったものが予想されます。これらをいかに円滑に処理するかということが災害後の復興にも大いに影響してまいりますので、この計画を定め、円滑に処理したいというふうに考えております。

なお、この多摩市災害廃棄物処理計画の後、下位の計画を今後、策定する予定でございます。災害廃棄物処理実行計画を令和5年度以降つくるためのマニュアルをつくりたいと思っております。それを踏まえまして、地域の皆様に、この災害廃棄物処理の計画について、分かりやすく説明に赴きたいと思っております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問とか御意見とかございましたらお願いいたします。

○B委員 すみません、度々。先般、東京都の廃棄物の審議会で、私どもの副理事長が委員で参加しておりまして、情報として、災害廃棄物の問題、東京都の廃棄物審議会に出たみたいですが、東日本の震災が基本となって進めてきたので、ここのところの気候変動に対する水害に対しての対策がまだ甘いということで、今変更しているということなんですけど、ちょっと問題になったのが、情報としてでございますが、災害協定を結んでいる、例えば一廃の収集業者さんとかいらっしゃるんですが、その駐車場が水につかっちゃって車が出られないじゃないかという事態にやはり、ハザードマップにかかっている駐車場なんか出てくるだろうということです。それで業界の仲間で意見が出て、隣の日野市さんですと、協

定を結んでいる車は、水が上がりそうなときは、学校の高台の校庭を開放して優先してあげるとか、そういった対応とかを色々されていると。でも、都内でもかなりされていないみたいなんですけど、ちょうど数年前に多摩も、多摩川の水が増水しまして、うちは聖ヶ丘なんですけど、1丁目ですけど、連光寺エリアなもので、多摩川、乞田川に近いものでエリアメールが来まして、避難勧告だったか何かちょっと流れてきたことがあったんですけど、関戸とか、あの辺に車を置いている方ですと、実際に水没しちゃって、災害支援に協定を結んでいても動けないとか出てくるんじゃないかなという、そういう対応についても、ぜひ情報として考えていただいたほうがいいかなと思います。

○会長　では、課長、お願いします。

○ごみ対策課長　現在の多摩市災害廃棄物処理計画は、主に震災を想定した計画になっております。多摩直下地震、東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震、4つのパターンで想定をし、それぞれに対応する計画というふうにはなっているんですけど、御指摘のとおり、災害は震災ばかりではありません。水害等も最近は頻発しているという中では、対応しなければいけないと思っております。ちょっと時間がかかって恐縮ですが、まずはこの震災を想定した処理計画、それから、今後それに基づいた実行計画のマニュアルをつくっていきたいと思っております。また、水害についても、この実行計画のマニュアルを検討する中では、現場の担当者が侃々諤々、議論をするはずでございます。その中では当然、水害のことについても意見交換をするということになるかと思っております。色々情報ありがとうございます。

○会長　ほかにいかがでしょうか。

○OK委員　この背景と目的のところ、東日本大震災による災害などというふうに書かれているんですけども、放射性廃棄物ということ視野に入れた計画というのは一言も入ってなくて、気になっております。概要版のほうの中身を読ませていただいたところ、広域処理というような言葉も出てきているんですけど、東日本大震災のときには、放射性物質に対する汚染対処特別措置法というのが出たのが震災から5か月後なんです。そして、広域処理というのが、災害廃棄物の広域処理ということで事前に始まってしまって、この特措法が出てきたのはもう遅きに失っていて、非常に汚れた放射性廃棄物を燃やしてしまったという自治体はかなり多く出て、後に問題になったということになっているんですけども、この計画ではそのことについて何か記述をする予定というのはないのでしょうか。

○会長　事務局のほうからお願いします。

○ごみ対策課長 現在の多摩市災害廃棄物処理計画の中には、有害性廃棄物、それから最近のもので言いますと、太陽光発電設備の廃棄物、こういったものは想定として記述しておりますけれども、放射性廃棄物については記述していないという状況でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○OK委員 ぜひ今後、大きな地震が想定されると、原発事故ということも視野に入れておく必要があると思っております、東海第二原発で事故が起きると、5時間後には放射性物質を含んだプルーム、雲がやってくるというふうに計算上なっておりますので、ぜひ、今後検討に入れていただければと思います。

○会長 そういう御要望が出ておりますので、お願いします。

○ごみ対策課長 先ほどB委員からの御質問にもお答えしたとおり、現在の多摩市災害廃棄物処理計画は震災を前提にして、なおかつ、震災の種類についても、多摩直下型、それから東京湾北部地震等を前提とした想定になっておりますので、その範囲内での放射性廃棄物の発生はないというふうなことでつくっていると考えております。ただ、今後、先ほどの水害もそうですけれども、色々な災害が想定されるという中では、御指摘のような放射性廃棄物の発生するような災害ということは、可能性としてはゼロではないということは御指摘のとおりかと思っております。今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。ただいまいただいた色々な御意見も参考にさせていただければと思います。

それでは、議題ですが、一応終了しまして、議事のその他、報告事項がございますので、お願いいたします。まず組織改正。

○ごみ対策課長 組織改正について御報告いたします。令和5年4月1日付の多摩市の組織改正により、環境部ごみ対策課の組織名称が変更になる予定でございます。変更後の名称は、資源循環推進課となる予定でございます。御承知おきをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。皆さんのほうから何か、このことについて御質問とかございます。大丈夫ですか。

○OB委員 すみません、度々。前も組織のことで審議会で申し上げたことがあったもので、ちょっと一言。一度、十数年前ですか、ごみ対策課というか、所管の中で減量担当の課長だった方がいらっしゃらなくなって係長だけになってしまったということで、またここ3年

前から突然コロナの時期でなくなってしまったと。先ほど議論にありましたように、啓発が非常に重要だという割には、その辺がちょっと甘いんじゃないかと。確かに人選、人的な配置の職員の人数もあると思いますが、ぜひその辺、力を入れてごみの分別の啓発のほう、推進員さんと一緒にできるように、ぜひよろしくをお願いします。以前もここで、審議委員の皆さんから、なぜ課長がいないんだということでもかなりお叱りを受けて、急遽、減量課長を復活させたというこの審議会での経緯もございますので、ぜひその教訓をいま一度よろしくをお願いします。

○会長　　ということで、一応、御意見を受け止めていただくということで、お願いいたします。よろしいですね、これは組織改正ですからね。この審議会でも、F委員をはじめ、数年前から御指摘がありました。F委員、何か御意見ございましたら、お願いします。

○F委員　　ちょっと考えていなかったんですけど。もうちょっと待ってください。

○会長　　では、もし時間が余るようでしたら、皆さんにお一人ずつ御意見を伺いたいと思いますので、そのときに御発言いただければと思います。

では、挙手されているK委員、どうぞ。

○K委員　　こういう名前が変わるということは、意味があってやっていることなので、市民に対してもさらりと流さないでほしいと思うんですね。ごみじゃなくて資源ってどうして名のるのかというところの説明をやっぱり市民に丁寧にすべきだと思っていて、こういうのはチャンスなので、ごみ対策ではなくなり資源循環をさせるんですということを広報、告知するチャンスなので、そのように組織改正の結果を使っていただきたいなと思っています。

○会長　　了解です。市民の方々にも、なぜごみではなくて資源循環なのかというあたり、ぜひ丁寧に御説明いただければと思います。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。燃料電池ごみ収集車という新しい技術の取組ですね。では、お願いします。

○ごみ対策課長　　資料5を御覧ください。燃料電池ごみ収集車運用事業について御報告します。

このたび多摩市は、東京都が募集した「水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業」に応募し、事業の実施自治体に決定いたしました。今後、今年度、来年度の2か年にわたり、多摩市内で燃料電池ごみ収集車の実証実験を行います。これによりCO₂削減、静音性の向上、ごみ収集時の作業環境改善等に貢献する燃料電池ごみ収集車の運用を多摩地域

で行い、導入効果を検証することで早期実装化につなげていきたいと考えております。

実施体制としましては、下の3に書かれているとおりでございます。東京都、多摩市、早稲田大学、3者の共同事業として実施いたします。収集・運搬は外部委託により行います。この3月下旬から市内を試験走行いたしまして、実際のごみを収集しての走行は令和5年4月以降、12月までの間の合計7か月程度を予定しております。資料は白黒で恐縮ですが、実物の車両は白地にブルーのきれいなカラーになっております。多摩市カラーとはちょっと違います。通常のパッカー車よりは少し大きめの車両となりますので、特別の収集コースを設定いたしまして収集する予定でございます。町なかで見かけることもあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。資料5につきまして、何か御質問とかございますか。パイロット事業を開始されるということですので、よろしく願いいたします。

それでは次の、今後の予定のほうに移りたいと思います。事務局のほうからお願いいたします。

○計画担当主査（施設） 本日はお忙しい中、審議会に御出席いただき、誠にありがとうございました。また、本日は今年度最後の審議会となりましたが、皆様のおかげで、多摩市一般廃棄物処理基本計画が無事に改定できたと思っています。本当にありがとうございました。

最後に、事務局より今後のスケジュールについて説明させていただきます。令和5年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会につきましては、8月頃を予定しております。令和4年度の清掃事業実績が7月頃に出る予定でございます。次回の審議会の際に、令和4年度の清掃事業実績を皆様に御報告させていただく予定でございます。

事務局からの説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。少し先になりますけれども、来年度は8月頃を事務局としては予定されているということです。

それでは、若干時間が余っておりますので、委員の皆様お一人ずつ、今回の審議会の振り返りとか、今回の基本計画についての感想でも御自由に御発言いただきたいと思います。まず、A委員から始まって、時計回りにお一人ずつお願いいたします。

○A委員 法政大学のAです。今期、今年度最後ということですがけれども、前回、前々回は欠席ということに相成りまして、今回の貢献度は非常に低く、非常に申し訳なく思っております。ただ、今日の皆さんの御意見や会長の御発言、それから事務局からの御説明により、

今回の基本計画の改定がうまくなされたというふうに判断しております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。B委員、お願いします。

○B委員 すみません、いっぱい話したんですが、今回の基本計画の改定に当たって、色々皆さん頑張っていて、かなり高い目標を設定できましたので、ぜひこの組織改正を機に、新たにどうやったらこの高い目標を、減量目標を達成できるかということをやっていきたいと思います。あと、ちょうど、ここのところ、ここ二、三年、コロナ禍であったり、また事務局も大分、色々異動とかで動いてばたばたした審議会でありましたが、無事に皆さんと一緒に計画の作成に携わることができました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。C委員、お願いします。

○C委員 収集業者のCです。前回ですか、前回の任期ですね、も参加させていただいたんですけど、皆さんの御意見が大分活発で、今回も大した発言はできなかったんですけど、前回よりは意見が飛び交っていきまして、すごくいい審議会になったんじゃないかなと思いました。基本計画の改定というところで今回も携われたので、大変勉強になりました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。E委員、お願いします。

○E委員 Eです。今年度から参加させていただきまして、色々勉強になりました。特にプラントの、現場のほうを見せていただいたときに、どうしてこういうふうに分別しないといけないのかという理由が色々分かりまして、今までペットボトルなんかも、キャップやラベルはもちろん、中身も入ったままごみ箱にぽーんとか捨てていたので、非常に反省しています。これからちゃんとやりますので。

○会長 よろしくお願いします。F委員。

○F委員 さっき言いませんでしたけど、ごみ対策課が資源循環推進課に変わられて、おめでとうございます。そういうことで、ぜひともこれを実現していただきたいと思っています。特にまだ本気じゃないのが、生ごみ関係なんですよね。これは本当に資源なんです、やれば。それをなかなか取り上げられなくて、ここ十数年私もやっていますけれども、何らかの形で少しずつ皆さんの頭の中に出てきたかなと思っているんですが、この約4割以上の生ごみを燃やしていないで、資源化することでCO₂削減に相当役に立つんじゃないかと思うんです。その辺を本気で考えていただいて、多摩市全体がCO₂削減をゼロにすることを議会と市が決めたわけですから、これに基づいた具体的な活動、あるいは政策をぜひ立てて

いただいて、それを実践していただきたいと思っています。

以上です。

○会長 激励していただいたような気がします。

G委員、お願いします。

○G委員 自治連の委員として、この減量と推進審議会に参画させていただいて、大変勉強になりました。あと感じたのは、ふだんの自分の生活と市の行政で色々準備されていることを、暮らしの中でどうやってそれをくっつけて実践していくかということがすごく大事なんだなというのをすごく感じました。審議会の中では皆さんの自由に意見を言っているという雰囲気はすごくあったので、色々発言させていただいて、こういった進め方があるんだなということで非常に勉強になりました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。I委員、お願いします。

○I委員 今年から参加させていただいて、私もとても勉強になりました。本当に無知というか、ど素人で、一般市民として参加させていただいて、一番私ができることというのは、PTAで子供たちに、私が知らなかったことは多分、子供たちも知らないと思うので、そこでプリントを作成したりして一緒に勉強していこうかなという、そちらの市民啓発のほうを来年度は頑張ろうかなと思いました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。J委員、お願いします。

○J委員 市民委員のJです。私、ふだん、精密機械のメーカーで包装材の設計をしている立場なので、ふだん私がやっているものがどうやって廃棄されているのか、自分がやっている仕事がどれだけ世の中に影響を及ぼすのかというのがすごく感じられる場だったなというふうに感じています。これからちょっと、これまで1年間と、これからはありますけど、そこら辺にも今までのことを生かしていきたいなとすごく思っております。

今回、先ほど、資源循環推進課というふうに名前が変わったと。これは名前が、もともとごみというあるものに対する受動的なところだったのから、循環を推進していくという自分たちから打って出るような名前になっているので、今まで対策を立ててきていることって、基本的にあるごみに対して何かをするということだったんですけど、今度ごみをなくしていくためにというような活動もしていけたらいいのかなというふうに感じております。本日はありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。K委員、お願いします。

○K委員 市民委員のKです。大栗川のごみの清掃の活動からごみのことをやりたいと思

ってしまして、市民委員に応募させていただきました。どういう雰囲気で行っている審議会なのかよく分からないまま、何度も何度も発言をさせていただいたんですけども、資源循環推進課と名前が変わったり、ペットボトルのことについて踏み込んだ対策を取っていたり、あと今日はなかったんですけど、3Rのトップ画面のところ、品目検索ができますということを入れられないんですかという質問をさせていただいたら、おとといぐらいに、できましたという御連絡をいただいて、そのトップ画面も変更させていただきました。発言したら市のほうで対策を取ってくださるという具体的なことを実体験で体験させていただいて、市民委員になってよかったなと思っております。今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○会長　ありがとうございます。L委員、お願いします。

○L委員　多摩市内で息子がサラリーマンを辞めまして、私と一緒に仕事をしてもらっています。最近梅の剪定を、50本ぐらい梅があるので、その剪定をすると、皆さんに想像いただくのは難しいんですけど、多分、軽トラ3台分ぐらいの剪定枝ができて、どう処理したかといいますと、この前雪が降りましたよね。あの日に息子が全部燃やしました。昼間、こういう天候の日だと御近所に御迷惑がかかるので、雨が降ったときに、場合によっては2人でかっぱを着て燃やしております。少しごみの減量には御協力できたんじゃないかなと思っております。そんなことで、私も年を取ってきましたので、多分、息子が主になるとは思いますが、今息子は竹の伐採をやって四苦八苦しているようですけれども、また皆さんの環境が保てるように頑張っていきたいと思っております。

それともう一つ、たまたま今日の災害の廃棄物処理計画の中で、災害が起きたときに、その処理するスペースはどうされるのか。多摩市の中に、昔は、私の子供の頃は相当色々置こうと思えば置ける場所があったと思うんですけど、大分農地が激減しておりまして、どこに置かれるのかなど。今日はもう時間もありませんので、候補地はどの辺なんだろうという疑問がぼっとわきました。次のときにまた候補地だけでも教えていただけたらと思います。今後ともよろしく申し上げます。

○会長　ありがとうございます。M委員、お願いします。

○M委員　多摩市消費者団体から委員として参加していますMと申します。

私は、実は10年前の基本計画にも出席していたというか、ずっと委員を続けてきていたという者なんですけど、基本的にはごみゼロを目指すというところで、前回、10年前も変わってはいないと思うんですけど、今回すごく思ったのは、先ほどからペットボトルの話も出て

いますが、10年たって缶よりペットボトルのほうが多くなったりとか、プラスチックに対するごみに関しても含めて、意識の変革とか、法律が変わったりとか、いろんなごみに対しても、暮らし方に関しても変化が出てきた10年だったのではないかなと思ったところです。

今回の審議会では、そういう意味では、いろんな角度からいろんな形で審議できたのではないかなと思って、前回よりは具体化した計画が策定されたのではないかなと思いました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。N委員、お願いします。

○N委員 清掃工場を運転しております多摩ニュータウン環境組合のNです。

中間処理施設としてごみを焼却処分している施設を運営しているんですけども、小学校の3年生が社会科見学で、ほぼ多摩市内の子供たち、それからあと、収集区域内の八王子の学校が多いですけども、子供たちが社会科見学でやってきます。大体1時間半から、長いときで2時間ぐらいですかね、見ていくんですけども、最近の清掃工場は見せることを前提にして建物を造っていますので、色々なプラントとかそういうのが目の前で広がって、どういうふうにごみが処理されているかというのはすごくよく分かるんですが、多摩の工場はもう25年たちますので、随分古い設計になっています。ですので、そういう点では、なかなかごみ処理の実態とか、どういうふうに作業されている方が仕事をしているかという様子をなかなか見ることでできないので、今少しずつ、ごみ処理ってこういうふうに行っているんだよ、それから、燃やしたごみをどういうふうに利用しているのか、熱とか電気とか、それがどういうふうに使われているのか、今回、組織改正で資源循環ということになるわけですけども、その辺りのところを子供たちにも分かりやすく工場内で説明していきつつ、工場の運転に当たっては、リチウム電池出さないでねとか、ごみの出し方をきちんと守ることが工場の運転にもとても直結している大事なことなんだというようなことも、子供たちを通して多くの人に知っていただけたらなということで今準備をしているところです。

今回、こういう形で審議会に参加させていただいて、皆さんの御意見を伺いながら、色々な情報提供の仕方があるのかなと思ったところでした。

以上です。

○会長 ありがとうございます。では、副会長、トリですので、まとめをお願いします。

○副会長 今回の審議会では、途中まで本当にまとまるのかなと思ったぐらい、回数を1回会議を増やしたり、少しスケジュールを後に延ばしたりとか、事務局のほうも大変だった

と思います。審議会では委員の皆さんが本当に活発に、とても重要な意見をたくさん言っていたので、最終的にはたくさんの方が、いろんな意味で答申書の中で反映されたりとか、修正されたりとか、追加されたりとかありました。これまでの審議会の中でもとても活発だったかなというふうに思っております。それはやっぱりちゃんとしたまとめをしないといけない、これから10年のことだというので本気になっていただいて、皆さんも、私も含めてですけれども、真剣になったと思っております。

ごみのことを考えてみますと、多摩市のごみの行政の中では、ダストボックスの廃止やら、有料化やらという大きな節目節目があって、そのときそのときで職員とか市民も、減らそうということでやってきたんですが、それから時間がたちまして、一方ではごみ質が、先ほども出ましたリチウムイオン電池が出てきたりとか、プラスチックがここまで、地球環境とかCO₂とかにも影響を及ぼしたりとか、状況が変わってきたということで、本当に複雑化してきていて、ごみのことは、さっき課の名前がやっとこれで変わるということなんですけれども、そこでやっぱり市が大きくもう一回ごみのところに、重点課題だと市長も言っているんですから、人事的にも力を入れていただきたいかなというふうに、これは職員に言うことではないんですが、私は自分でそういう感想を持っております。

大分前、昔なんですけど、八王子市がすごくごみに力を入れていまして、今でも、それで50万人以上の都市では1番になったとか言って盛んに宣伝をしていますが、やっぱりそのときそのときで、これを今やるんだといったときに、庁内で昔ごみで頑張っていた職員を集めてプロジェクトチームみたいにして、この課の中にやったということを私も覚えているんです。そういう形で、課の名前が変わるときに、もう一步、重要施策だというふうに位置づけて多摩市全体が動いてほしいなというふうに、これは私の要望ですけれども、実感しております。

本当に皆さん、御協力というか、今回頑張ってたくさん発言していただいて、本当によかったなというふうに思っております。ありがとうございました。

○会長　ありがとうございます。まさに副会長がおっしゃったとおり、今回の基本計画策定に当たっても、お考えの御意見を遠慮会釈なく発言していただいたんじゃないかなと思います。そういう市民の皆さんの、事業者さんも含めて、こういう循環型都市をつくりたいんだという思いが十分事務局にも伝わったことだろうと思いますし、また、事務局のほうもそれを受けて、きちんと対応していただいたと私は思います。

まさにこれは、50ページにあります基本理念、協働の力で循環のまち多摩をつくるんだ

ということで、このスローガンの実践の第1ページが始まったと。この10年計画を強力に積極的に推進を事務局にしてもらわなくて、みんなで頑張って循環のまちづくりに取り組んでいただきたいなと思います。6回の会議、2か月に1回ぐらいのペースでかなり熱心に議論をしていただいたということで、これはかなり鍛え抜かれた計画になったのではないかなと思います。あとはこれをみんなの力で推進していくと、こういう次の段階に移るということではないかと思います。御協力ありがとうございました。

それで、次回の審議会ですけれども、繰り返しになりますけれども、令和5年の8月頃に予定されておられるということです。次回の令和5年度第1回の会議に備えまして、事務局におかれては、開催通知、資料の配付、そのほかの準備を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —